入　札　説　明　書

令和４年３月１日付けで公告した「（仮称）障がい者支援事業所手稲ファミリア新築工事」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書のとおりとする。

社会福祉法人　志成会

理事長　佐藤　嘉晃

１　工事概要

（１）工事名　（仮称）障がい者支援事業所手稲ファミリア新築工事

（２）工事場所　札幌市手稲区手稲本町３条４丁目４１１－６

（３）工事期間　着手の日から本体工事は令和５年２月２８日まで。

外構工事は令和5年6月30日まで。

（４）工事概要　鉄筋コンクリート造　２階建て

　　　　　　　　延床面積　１，２２０．４１㎡

２　入札参加資格

　　次の要件をすべて満たしていること。

（１）単体企業であること。

（２）地方自治法施行令１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）令和３・４年度北海道競争入札参加資格者名簿に登録され、格付等級がＡ以上であること。

（４）札幌市に本社を有すること。

（５）北海道競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

（６）北海道内で過去１０年以内に次に該当する建物の新築工事施工実績があること。

　　①構　　造　鉄筋コンクリート造

　　②延床面積　１，０００㎡以上

　　③用　　途　障がい者支援施設（知的障害）

（７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

　　①監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

　　②入札日において雇用期間が３か月以上であること。

　　③監理技術者にあっては社会福祉施設の実績を有する者とすること。

３　制限付一般競争入札参加資格確認申請

（１）申請書等

　　入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

①請者概要（様式２号）

　　②建設業登録証（写）

　　③令和３・４年度北海道入札参加資格者決定通知（写）

　　④同種工事実績調書（様式３号）

　　⑤配置予定技術者調書（様式４号）

　　⑥有資格者の証明書（写）

　　⑦法人登記簿謄本

（２）提出期間

　　　令和４年３月１日（火）から令和４年３月４日（金）まで

　　　午前９時から午後５時まで

（３）提出場所

　　　障がい者支援施設　朝里ファミリア

小樽市朝里川温泉１丁目２２７番地

　　　電話　０１３４－５１－５１８８

　　　担当　施設長　中村　勝彦

（４）提出方法

　　　１部を持参して提出すること。

（５）その他

　　①資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

　　②提出された資料は返却しない。

　　③提出された資料は無断で他に使用しない。

　　④提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

４　入札参加資格の審査

入札参加希望者が前記２に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和４年３月８日（火）までに電話にてお知らせする。

５　入札執行の日時及び場所

（１）日時　令和４年３月１１日（金）１７時００分

（２）場所　障がい者支援施設　朝里ファミリア　会議室

　　　　　　小樽市朝里川温泉１丁目２２７番地

　　　　　　電話　０１３４－５１－５１８８

６　郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

７　入札書記載金額

　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８　入札の執行に関する事項

（１）最低制限価格は設定する。

（２）落札者の決定

　　　予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、見積書の内容を令和４年３月２２日（火）までに当法人及び工事監理を請け負う設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が不適正と認めた場合は落札失格とすることができる。

その場合、順次最安額を入札した者の見積書を精査し、適正と認めた者を落札者とする。

失格となった者へは、理事会の議決の承認後、その理由を文書で通知する。

（３）落札者とすべき同額の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（４）落札決定者には、工事内訳書の提出を求めますので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

（５）初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

（６）初度の入札で落札に至らない場合は、再度入札を行う。

なお、入札の執行回数は、原則として２回までとする。

９　消費税課税事業者等の申し出

　　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

10　入札談合情報があった場合の措置

（１）事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会へ通報することがある。

（２）入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

（３）契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

11　設計図書等に対する質疑

図面、仕様書等の設計図書に対する質問については、配付資料の質問書により行うこと。

（１）受付期間　令和４年３月２日（水）から令和４年３月７日（月）まで

　　　　　　　　午前９時から午後５時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（２）受付場所　北海道建築設計監理株式会社　担当　大渕

　　　　　　　　札幌市中央区北２条西１丁目１０番地

（３）提出方法　メールでの受付とする。（電話、ＦＡＸによる質問は受け付けない。）

　　　　　　　　Ｅ-mail t.ohbuchi@do-sekkei.co.jp

（４）回答方法　令和４年３月９日（水）までにメールにて回答する。

12　支払条件

（１）前払金は着工時２０％とする。

（２）部分払いは上棟時２０％とする。

（３）竣工払いは工事完成（引渡）後、1ヶ月以内に残額を支払う。

13　その他

上記に定めるもののほか、当法人が作成した建設工事競争入札心得及びその他関係法令の規定を遵守すること。